



平成26年4月4日

各 位

会 社 名	OSJBホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 井 岡 隆 雄
コード番号	5912 東証第一部
問 合 せ 先	企画総務室長 神 谷 保
電 話 番 号	03-6220-0601
URL	http://www.osjb.co.jp/

内部統制システムの構築に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の「内部統制システムの構築に関する基本方針」は添付のとおりです。

以 上

平成 18 年 5 月 19 日 制定
平成 20 年 3 月 28 日 改定
平成 21 年 6 月 26 日 改定
平成 23 年 12 月 28 日 改定
平成 26 年 4 月 4 日 改定

内部統制システムの構築に関する基本方針

1. 目的

OSJBグループは、「経営理念」、「企業行動規範」に基づき、安定した、より堅固な経営基盤を構築するため、グループの業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムを整備しております。その状況を監視し実効性を担保するために、グループ各社の取締役等が出席する定期開催の「グループ経営会議」を、グループ各社の情報を適時に共有し、重要事項の審議を行う機関として設置しております。

- ① 当社グループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス確保のための重要な基盤と認識し、当社グループが持続的に成長して、堅固な経営基盤を保持し、企業価値を高めていくために、内部統制の強化とその有効性の継続的な監視を行なっていきます。
- ② 当社グループは、内部統制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めます。
- ③ 当社グループは、グループ各社の役職員が企業活動を行なううえで、目標となる経営理念及び守るべき行動規範を定めて企業倫理の徹底を図ります。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月 1 回開催し、定められた重要な業務執行に関する事項を決定しております。また、取締役は、取締役会を通じ、他の取締役の業務執行を監督しております。
- ② 「監査役監査規程」及び「内部統制システムに係る監査の実施要領」において、監査役は取締役の職務の執行を監視するとともに内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要があると認めるときは、取締役に対しその改善を助言、勧告を行うなど適切な措置を講じること、また、法令・定款に違反する恐れがある事実及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、遅滞なく取締役会に報告することを定めております。
- ③ 「内部通報制度運用規程」において、法令違反行為のみならず、あらゆるコンプライアンスに関する事項を対象とした社内通報制度を定め、取締役の職務執行も対象とすることにより、監視体制を強化しております。
- ④ コンプライアンスに関する規程として「企業行動規範」を制定し、役職員の教育を行うとともに、コンプライアンスの状況を監査しております。また、「企業行動規範」の中には、公正で自由な競争に基づく事業活動の推進、社会との調和に関する項目などを明記しております。
- ⑤ 法令又は定款に違反した役職員については、社内規程に基づき取締役会で処分することとしております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁媒体に適正に記録し、取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクに対応するため、「リスク管理規程」を制定し、リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対応方法及び是正手段等についての体制を構築しております。
- ② 「リスク管理規程」の運用状況を確認するため、リスク管理委員会を設置し、その実効性を確保しております。
- ③ 財務報告に係わる虚偽記載が発生するリスクを低減するために、適切な内部統制やリスクの管理、是正手段等をグループ会社全体に整備・運用しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画及び年度予算に基づき、「グループ経営会議」を通じてグループ各社の目標達成状況を監視し、取締役会において業績について報告、審議することとしております。
- ② 「取締役会規程」及び「稟議規程」に定める取締役会への付議事項については、社内規程に則り事前に「グループ経営会議」にて審議することにより、取締役会が効率的に管理・監督できる体制としております。

6. 当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「グループ経営会議」を通じて、グループ各社の業務の執行を管理・監督しております。
- ② 当社の監査室は、グループ各社の内部監査部門と連携しグループ各社の業務の執行を監査し、法令又は定款に違反する行為に対しては、社長に報告するとともにグループ各社に対し是正を勧告する体制としております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととしております。
- ② 監査役が職務を補助する使用人の職務については、取締役会からの独立性を確保するものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課などについては、監査役会の事前承認を得てから行うこととしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、内部監査の結果並びに法令・定款に違反する恐れがある事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を直ちに監査役会に報告する体制を整えております。また、監査役は取締役から経営上の重要な事実についても、その報告を求めることができる体制を整えております。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持つことにより監査役監査の環境整備の状況・監査

上の重要課題や会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する体制を整えております。

- ③ 監査役は、監査を有効かつ効率的に進めるためにグループ各社の内部監査部門と緊密な連携を行い、監査の継続的な改善に努めております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 「監査役会規程」及び「監査役監査規程」において、代表取締役との定期的会合、内部監査部門等との連携及び会計監査人との連携を定めて監査体制の実効性を高めております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当要求に対しては毅然とした態度で臨む体制を構築しております。

以 上